

**「久留米絨のオープンファクトリー化事業」業務
受託事業者選定要領**

1 趣旨

この要領は「久留米絨のオープンファクトリー化事業」業務に係る提案企画の審査及び受託事業者の選定に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 選定機関

提案企画の審査及び受託事業者の選定は、「久留米絨のオープンファクトリー化事業」業務受託事業者選定委員会（以下「委員会」という。）において行う。

3 評価対象項目および配点

評価対象項目および各項目の配点は別紙「審査基準書」のとおりとする。

4 評価方法

- （１）委員会の各委員は、提出された企画書等及び説明内容を聴取し、「３ 評価項目および配点」の項目ごとに、下表に基づいて評価・採点をする。
- （２）「３ 評価対象項目および配点」に基づき、各委員の採点を傾斜配点方式によりする。
- （３）評価を以下の項目により各５段階で点数化した上で、事務局は、全委員の点数を合算し総合得点を算出する。

基準	５点満点	１０点満点	１５点満点	２０点満点
極めて優れている	５	１０	１５	２０
優れている	４	８	１２	１６
普通である	３	６	９	１２
不十分	２	４	６	８
極めて不十分	１	２	３	４

5 選定

- （１）企画提案書の内容について、委員会を構成する委員毎に「４ 評価方法」の配点に基づき採点し、委員得点の合計が１８０点以上（※１）であった者のうち、最も優れた提案を行った事業者を受託事業候補者とし、次に優れた提案を行った事業者を次点候補者として選定する。

※１ 委員３名×（１００点満点×０．６）＝１８０点

- （２）上記（１）の結果、最高点が複数者あった場合は、委員会の協議により１者を受託事業候補者として選定し、次に優れた提案を行った事業者を次点の候補者として選定する。

- (3) 提案事業者が1者のみであった場合は、委員得点の合計が180点以上であることをもって、当該1者を受託事業候補者とする。
- (4) 県は、受託事業候補者から見積書を徴し、予定価格の範囲内である場合、当該事業者を契約の相手方と決定する。